

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方  
（検討課題等）（5）

## 起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方（検討課題等）（5）

### 第1 検察官が働き掛けを行う制度の導入

#### 考えられる制度の概要

- 改善更生のために社会内における働き掛けが必要な被疑者について、犯罪事実が認められる場合に、検察官が、一定の守るべき事項を設定した上で、一定期間、保護観察官が指導・監督を行う制度を設ける。
- 対象とする被疑者の選定及び守るべき事項の設定は、必要に応じて、少年鑑別所の調査機能を活用することとする。

#### 【検討課題】

##### 1 制度の必要性及び相当性

- 必要性
  - ・ 起訴に伴う負担を回避して早期の社会復帰を実現しつつ、確実な更生を担保するという趣旨から、この制度を設ける必要性があるか。
- 相当性
  - ・ 裁判所による犯罪事実の認定を経ていないのに検察官が守るべき事項を設定し、一定の処遇を行うこととするのは相当か。

##### 2 対象者等

- 想定される対象者や事案
  - ・ 起訴相当の事案の被疑者に限定するか、起訴相当と起訴猶予相当かを区別せず、再犯防止のために働き掛けが必要な事案の被疑者を対象とするか。

##### 3 制度の枠組等

###### (1) 守るべき事項の設定

- 内容
  - ・ 守るべき事項として、対象者が再犯に及ばずに健全な社会生活を送るために一般的に遵守すべき事項や、犯行の背景となっている特性や問題性を改善するために対象者が履行すべき事項を設定することとするか。

###### (例)

- ・ 再び犯罪をすることがないように健全な生活態度を保持すること
- ・ 届け出た住所に定住すること
- ・ 呼出しや訪問に応じること
- ・ 被害者への接見禁止
- ・ 被害者に謝罪・賠償すること
- ・ 社会貢献活動を行うこと

- ・ 認知行動療法を受けること
- ・ DV, 児童虐待, 万引き等の事案の再犯防止に向けたプログラムやミーティングに参加すること
- 対象者の選定や守るべき事項の設定のための調査
  - ・ 少年鑑別所等による調査結果を公判で証拠として用いることに制限を設ける必要性・相当性があるか。
- 手続
  - ・ どのような手続で設定することとするか。
  - ・ 同意を必要とする根拠は何か。
  - ・ 検察官以外の機関の関与を必要的とするか。
  - ・ 弁護士（弁護士）の関与を必要的とするか。
- 不服申立て
  - A案** 不服申立て制度を設ける。
    - ・ 不服申立て先をどこにするか。裁判所とする場合, 裁判所が検察官の訴追裁量について判断することとするのは相当か。
    - ・ 不服申立ての理由・対象は何か。
    - ・ 被疑者の同意を要することとした場合に, 不服申立て制度を併せて設ける必要があるか。
  - B案** 不服申立て制度を設けない。
    - ・ 不服申立てを設けないとすると, 守るべき事項の設定の適正さが担保されないのではないか。
- 設定すべき守るべき事項の内容の基準の要否
  - ・ 基準を法定することとするか, 法定はせずに運用指針等によって定めることとするか。

## (2) 指導・監督

- 期間
  - ・ 改善更生のためにどの程度の期間とする必要があるか。そのような期間が対象者の負担の観点から, 相当か。
- A案** 6月から1年程度の期間とする。
- B案** 6月より短い期間とする。

## (3) その他

- 期間の満了の効果
  - ・ 公訴提起を禁止することとすべきか。
- 守るべき事項に違反した場合の対応
  - ・ 起訴することのほか, 守るべき事項の変更や期間延長等の措置を設けるか。

## 4 少年鑑別所の調査機能の活用の在り方

- 調査の方法及び内容
- 調査の時期

## 第2 起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備 考えられる制度の概要

- 1 対象者の円滑な社会復帰を図るため、更生緊急保護の事前調整について明文規定を整備するとともに、勾留中・起訴猶予処分前から更生緊急保護を行うことができるものとするなどして、更生緊急保護の対象範囲を拡大する。
- 2 検察官の被疑者に対する訓戒等について明示的规定を設ける。

### 【検討課題】

#### 1 更生緊急保護の対象範囲の拡大等

##### (1) 更生緊急保護の事前調整についての明文規定の整備

- 要件、手続等
  - ・ 対象者の申出によることとするか。
  - ・ 検察官の関与はどうあるべきか。
- (2) 勾留中・起訴猶予処分前の者への対象範囲の拡大
  - 現行法の趣旨との整合性
    - ・ 更生緊急保護の対象が釈放後・起訴猶予処分後に限定されている趣旨と整合するか。
  - 具体的内容
    - ・ 勾留中・起訴猶予処分前の更生緊急保護の内容をどうすべきか。
  - 要件、手続等
    - ・ 「身体の拘束を解かれた後」との要件をどのように改めるか。
    - ・ 「訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者」との要件をどのように改めるか。
    - ・ 対象者の申出によることとするか。
    - ・ 検察官の関与はどうあるべきか。
  - 期間
    - ・ 勾留中から更生緊急保護を行う場合、釈放後の更生緊急保護と通算して6月を超えない範囲内とするか。

#### 2 検察官による訓戒等の規定の整備

- 必要性及び相当性
  - ・ 検察官の再犯防止に向けた意識を涵養・継続するとともに、関係機関との連携を円滑化するため、規定を整備する必要性及び相当性があるか。

○ 内容

- 検察官による訓戒，関係機関に対する協力依頼など，具体的にどのような内容の規定とするか。